

報告事項 1 生産緑地法第10条の2第3項に基づく特定生産緑地の指定について

特定生産緑地は、生産緑地指定から30年経過が近づいた農地等について、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる指定期限を10年間延長することができる制度です。

第172回横浜市都市計画審議会（令和6年11月15日開催）にて、意見聴取を行った特定生産緑地について、次のとおり指定しましたので、ご報告します。

			面積
全市の生産緑地指定状況			約251.0ha
特定生産緑地	指定済		約177.5ha
	今回指定		約8.5ha

（令和6年12月時点）